平成２５年（フ）第１１０１号
千葉県船橋市田喜野井３丁目18番11号
債務者　西野　信夫
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
千葉県香取市寺内1352番地４
債務者　背黒　辰雄
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第６５号
京都府京丹後市丹後町間人1063番地
債務者　下戸　友子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第８８９号
北海道千歳市住吉４丁目12番20号　ウイングコート千歳住吉Ⅱ205号
債務者　五十嵐隆裕
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７７７号
札幌市南区川沿12条２丁目２番16号　ホワイトハウス101号
債務者　八木澤　修
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４０号
札幌市手稲区前田２条13丁目２番６―202号
債務者　新井田　竜
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９５７号
札幌市手稲区星置１条１丁目17番30号
債務者　濱田　　強
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８１号
札幌市北区北23条西５丁目１番15―406号
債務者　蝦名　義直
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９９１号
札幌市西区西野２条８丁目３番１―407号
債務者　傳田　節子（旧姓和泉）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０００号
札幌市白石区菊水元町９条１丁目６番15―103号
債務者　東小川裕一
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２００４号
札幌市中央区南６条西11丁目1284番地14　ルミエール札幌301号
債務者　藤田　善雄
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０１１号
札幌市白石区中央２条４丁目３番28号
債務者　原田　雅敏
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３４号
北海道石狩市花川東２条２丁目５番地
債務者　斉藤　時男
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０６５号
札幌市東区東苗穂13条３丁目25番８号　コーポ山下
債務者　鈴木　裕剛
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０７８号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目２番１―102号
債務者　佐藤留美子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８３号
札幌市厚別区厚別東４条９丁目１番３―105号
債務者　川東　貴美（旧姓栃内）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８６号
札幌市東区北40条東５丁目２番29号　グレース40―103号
債務者　佐久間　清
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１１２号
札幌市北区北32条西３丁目３番８号　フロンティアＫⅡ301号
債務者　竹口　洋司
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部